

タックス・フラッシュ

2008年第6号

2008年7月31日

本号の項目

- ・ **2009年から減税 (Tax Cut) がスタート**、今月上旬の国会特別委員会による所得税草案の承認を経て、減税は2009年から全ての納税者に適用される。
- ・ **税務上の影響がでない合併についてのさらなる明確化**、税金に影響しない合併承認を取得する手続が国税総局によって明らかにされた。

全ての納税者に2009年より減税がスタート

(税法改正の当初の予定から) 2年以上を経て、国会の所得税特別委員会は、ようやくに先月の上旬に改正所得税草案の審議を完了しました。次の手続は、承認された草案を今月に開催される国会審議にもちこんでこれを通過させて法律化することです。そうなれば、2009年1月1日から改正所得税法が発効します。

2008年7月21日に発効された国税総局の発表・記者会見で、示された主な変更の要約は、次の通りです。

- ・ **法人税率の低減**、2009年から一律で28%の税率が適用され、2010年にはさらに25%にまで低減する。上場会社で、株の40%を公開し且つその他の条件を満たすと、標準税率が5%カットされ、2009年と2010年でのその実効税率は各々、23%と20%となる。小規模企業、即ち年間売上が500億ルピア以下の法人納税者は、48億ルピアまでの課税所得について標準税率の50%の税金値引きが与えられる。
- ・ **個人所得税率の低減**、2009年から最高税率は35%から30%に減率となり、最高税率は5億ルピア以上の課税所得に適用される。税金の基礎控除(PTKP)は15百万84万ルピアに増額された。
- ・ **関係会社間の配当**、他のPT会社からPT会社に為された配当は所得税を免除され、その条件は配当の受取る側の会社が、配当を支払の側の会社の少なくとも25%の株数を保有していることだけに従い、「積極的な事業活動」の条件は廃止された。

タックス・フラッシュ

- ・ **個人居住者が受領した配当**、PT 会社から個人居住者が受領した配当には、最高税率 10% の最終源泉分離課税が適用される。
- ・ **教育・試験研究組織**、このような組織が受領した所得剰余は、教育や試験・研究に再投資すれば課税対象所得にはならない。
- ・ **投資信託**、投資信託会社はもはや投資信託が受領していた債権の金利収入を自ら所得申告されることから得ていた特権をもはや享受できなくなった。
- ・ **源泉税**、税務登録番号を持っていない個人納税者は通常の税率より高い所得税率がかけられる；第 21 条所得税では 20% 高く、第 22 条と第 23 条所得税では 100% 高い、
- ・ **超高級品への第 22 条所得税**、超高級品の購入には第 22 条所得税が課せられる。これには、高級コンドミニアム・アパートメントやプライベート飛行機が含まれる。
- ・ **出国税 (Exit Tax)** 2009 年より個人納税番号を持っている個人（その家族構成員と含むが、21 才以上の子供は除かれる）には出国税の免除が適用され、2010 年まで継続される。個人納税番号を持っていない人々は、2009-2010 年の期間中も出国税を払い続ける。2011 年より完全に廃止される
- ・ **寄付金の損金計上**、一定の寄付金は損金費用（税務上の費用）として取り扱われる。例えば、奨学金、国家的災害、社会インフラ、試験研究と教育施設への寄付金である、

所得税法の改正は、国税総則法、所得税法、付加価値税法の 3 本の改正案からなる税法改正パッケージの一部です。国税総則法は昨年に改正され、今年の初めから発効しています。

付加価値税法草案の審議は、8 月の半ばか 9 月の初めに予定されています。とりわけ、草案では、以下の変更が提案されています。

- ・ **無形資産とサービスの輸出に対する付加価値税はゼロ税率へ**、輸出コンセプトが有形固定資産だけでなく、無形固定資産とサービスにも適用される。これが承認された場合、そのルールはインドネシアの会社から適用されたサービスや無形固定資産のインドネシアの付加価値税から、非居住者を救済する。（非居住者はインドネシアの VAT を払わずに済む）

タックス・フラッシュ

- 事業の開業前生産段階で発生したインプット・VAT、このようなインプット・VAT（仮払いVAT）は、タックス・クレジットとして相殺可能で持ち越され、開業前の段階で付加価値税の還付がなされる。しかしながら、関係する会社が最終的に生産段階に達することができなかった場合、入手した税金還付を払い戻し、還付を受領した日から起算して月利2%の遅延金利を支払わなければならない。
- 事業合併での付加価値税、事業合併の中での財貨の移転は、税金対象外事象としてみなされる。
- ファイナンス・リース取引での付加価値税、該当の財貨が供給者から借手に直接移転されたとみなされると提案される。現行の規則の下では、財貨は借手に届く前に、貸手を通過すると理解される。

審議が年内に完了して、税法改正のパッケージの全てが来年から開始となることを多くの人が望んでいます。

ご質問等の連絡先:

ジャパンデスク、北村浩太郎、<hirotaro.kitamura@id.pwc.com>までご連絡ください、ご質問の内容によりPWCの各業種の税務専門家を紹介申し上げます。

PT プリマ・ワハナ・チャラカ/プライスウォーターハウスクーパース

PT Prima Wahana Caraka / PricewaterhouseCoopers, Plaza 89, Jl. H.R. Rasuna Said Kav.X-7, NO.6 Jakarta 12920, INDONESIA, Telephone. +62 21 521 2901, Fax. +62 21 52905555,

お断り、

本日本語訳は、日系担当部が作成していますが、原文が英語であることをご承知いただき、参考資料としてご利用ください、(英語の原文は、www.pwc.com/id から入手できます。

また作成に当っては細心の注意を払っておりますが、掲載情報の正確さ、記載内容や意見、誤謬や省略について当事務所が責任を負うものではありません、実務上、この問題が発生した場合には、関連する法律・規則を参照し、適切な税務専門家のアドバイスを入手する必要があります。